

## 浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業職場実習受入企業奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業職場実習受入企業奨励金の交付について必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 就職氷河期世代の就労希望者の職場実習を受け入れた企業等に対して就職氷河期世代インターンシップ等支援事業職場実習受入企業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付し、就職氷河期世代の正規雇用化を支援する。

### (交付の対象)

第3条 奨励金交付の対象となる企業等は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 市内の事業場において就職氷河期世代インターンシップ等支援事業における職場実習を受け入れたもの
  - (2) 第5条に規定する実績報告時までには納期が到来している市税を完納していること
  - (3) 正社員として又は就職後に正社員への転換を前提とした雇用の求人があること
  - (4) 社会保険等に加入していること
  - (5) 労働関係法令を遵守していること
- 2 前項の規定にかかわらず、次の企業等は交付の対象とすることができない。
- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
  - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体
  - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営むもの
  - (6) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められるもの

### (交付)

第4条 奨励金の交付は、一の事業所に対し受入れ人数及び受入れ日数に応じて、予算の範囲で行う。

- 2 奨励金の交付額は、職場実習の受入れ一人一日当たり4,000円とし、一日の実習時間が5時間に満たない場合があっても一時間当たり800円を交付することができる。ただし、一時間に満たない時間数がある場合はその時間数を切り捨てる。なお、一人につき最大5日間とし、上限額は20,000円とする。

### (実績報告等)

第5条 奨励金の交付を受けようとする企業等は、就職氷河期世代インターンシップ等支援事業における職場実習終了日の翌日から起算して30日以内に、「浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業職場実習実績報告書」（第1号様式）を提出

しなければならない。ただし、職場実習終了日の翌日から起算して30日目の日が職場実習を受け入れた日の属する年度の2月末日を超えるときは、2月末日までに提出しなければならない。市長は、必要があると認めるときは、この期日を変更することができる。

- 2 報告書には「浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業職場実習実施証明書」(第2号様式)を添付するものとする。
- 3 奨励金の交付を受けた企業等は、交付に係る関係書類を整備し、奨励金の交付を受けた年度の属する年度の終了後3年間保存しておかなければならない。

(実地調査)

第6条 市長は、市職員に、奨励金の交付を受けた企業等に立ち入り、関係書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、次のいずれかに該当すると認める場合は、奨励金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 奨励金の交付を受けた企業等が第6条に規定する実地調査を正当な理由なく拒んだとき。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。



所在地  
証明者 名称  
代表者

印

### 浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業職場実習実施証明書

下記のとおり、浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業における職場実習を実施したことを証明します。

#### 対象者等

氏名	実施日			実施時間数 (休憩等を除く)
	令和	年	月 日	時間
	令和	年	月 日	時間
	令和	年	月 日	時間
	令和	年	月 日	時間
	令和	年	月 日	時間

(職場実習先名称)

---